

“安心をお届けする” 訪問診療
「わかば便り」
第31号 (R2.7)

今月は“訪問看護”のご紹介、第4弾です。いざというとき訪問看護を知っていることで自宅での療養を安心して選択いただけるように、今月も訪問看護の基本的なこと、知って欲しいことを事例を交えて具体的にご紹介します。前月号は「医療保険」での利用についてでしたが、今回のテーマは「介護保険」での利用についてです。

*** 今月の訪問看護の基礎知識 ***

～実は、介護保険の訪問看護には利用制限がない！ でも…～

- (1) 訪問看護には医療保険と介護保険の2種類の利用形態があります。
- (2) **介護保険の訪問看護は、介護度に応じてケアプランに組み込める範囲であれば、利用制限がありません。**
- (3) 上記の範囲なら下記のような利用も可能です。
 - ・1日に複数回の利用
 - ・毎日の利用
 - ・2ヶ所以上の訪問看護ステーションを利用（事例）



事例：2ヶ所の訪問看護ステーションからの訪問

70代男性（Aさん） 主病：脳梗塞（高次機能障害あり）

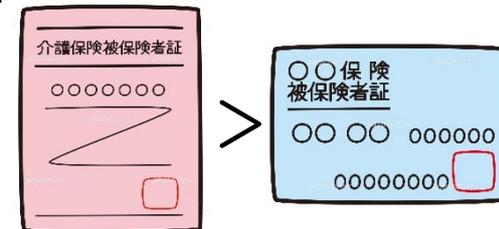
- ・訪問看護ステーションに在籍するリハビリ職は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士です。
- ・Aさんには言語聴覚士（コミュニケーションやえん下に問題がある方が自分らしく生活できるよう支援します）の訪問を組み込んだケアプランが作成されましたが、もともと他のリハビリ職と比べて有資格者が少ないこともあり、2つの訪問看護ステーションが協力して支援することとなりました。
- ・Aさんは「自分の気持ちを文字で残したい」というご希望がありますが、失書（漢字・かな想起困難）、失算（数字概念）、遂行機能障害（計画的に物事を進めることが困難）等がみられます。
 - ・言語聴覚士は出来る限りご本人の気持ちに近づけるように、別のステーションの訪問看護師と協力しながら、発語訓練
 - ・えん下訓練等に取り組んでいます。



(1) 訪問看護利用の基本

訪問看護の利用が「医療保険」と「介護保険」のどちらになるかは以下のルールがあり、**介護保険での利用が優先されます。**

- ・要介護認定あり⇒「介護保険」での利用
- ・要介護認定なし⇒「医療保険」での利用



(2) 実際の利用方法

- ・「介護保険」での利用に制限がないと言っても、介護サービス全体では介護度による制限が設けられています。そのため、他の介護サービス（訪問介護、デイサービス等）の利用を考えると、要介護認定を受けている方は（1）のルールにより、連日の点滴や医療処置が必要な場合等に、ケアプランに訪問看護を必要だけ組み込めない場合が出てきてしまいます。
- ・そのような場合は、要介護認定を受けている方でも「医療保険」の訪問看護に切り替えて利用することができます。それは医療保険では制限が外れて利用できる以下の特別な場合が設定されているからです。（詳細は前月号に掲載）
 - 1) かかりつけ医（主治医）から**急性憎悪時等に特別な指示書**が発行された場合
 - 2) 「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当する場合
 - 3) 「厚生労働大臣が定める状態等」に該当する場合

＜解説＞

訪問看護は介護保険での利用が優先されますが、介護保険で利用していても、状況によっては医療保険での利用に切り替えて利用することができるので、必要な時に必要なだけ利用できる制度になっています。

☆ご質問・ご相談等、お気軽にお声掛けください。

安心をお届けする

わかばクリニック
WAKABA CLINIC

熊本市東区若葉3-13-20
☎096-285-6014
web: wakaba-cl.jp